

(ア) 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所等とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

本事業は、平成19年2月に政府がまとめた「成長力底上げ戦略(基本構想)」に基づき同年12月に当省が策定した『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』に位置付けられており、支援対象者の就職率を平成21年度までに60%以上に引き上げる目標が設定されているところである。

平成21年度予算案においては、ハローワークに配置される就労支援ナビゲーターの増員を図り、更なる体制強化を進めているところである。(事業予算は、当省職業安定局及び職業能力開発局において計上。)

については、各自治体においては、本事業のより一層の活用をお願いする。

【生活保護受給者等就労支援事業の実績（生活保護受給者分）】

	支援対象者数	就職者数	就職者の割合
平成19年4月～平成20年3月	9,919人	5,315人	53.6%
平成20年4月～11月	6,723人	3,445人	51.2%

(イ) 就労支援プログラムの更なる実施について

母子加算の見直しに関する経過措置の終了に伴い、母子世帯への就労支援が更に求められるところである。このため、既に策定されている就労支援プログラムについて、母子世帯特有の課題への対応という視点から検討を行い、プログラムの内容に改善すべき点等があれば、既存のプログラムの改訂や新たな母子世帯向けの就労支援プログラムの策定に取り組まれたい。

また、平成21年度予算案においては、前述のとおり、新たに、就労意欲や生活能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起や生活能力の向上を図り既存の支援メニューにつなげるための支援等を民間職業紹介事業者やNPO法人

等に委託して行う「就労意欲喚起等支援事業」を創設することとしている。就労意欲が低いなどの被保護者を多数抱える自治体、ハローワークの活用が困難な地域の自治体及び就労支援専門員を配置していない自治体においては、この事業を積極的に活用し、更なる就労支援の取組をお願いする。

イ 自立支援業務に関する研修の実施について

被保護者が抱える課題の多様化に対応し、生活保護の適正な実施及び被保護者の自立支援の推進にあたっては、生活保護に携わる職員の資質向上が重要であることから、各自治体においては、研修の積極的な企画・実施をお願いする。

(ア) 就労支援専門員に対する研修の実施について

被保護者の就労支援を担う就労支援専門員は、平成20年4月現在、全国307自治体に529人が配置されており、被保護者の自立支援の実施において核をなす存在となっているところである。

平成21年度においては、全国の就労支援専門員の資質向上を目指し、初めて一堂に会して、行政に関する知識の取得、自治体間の情報交換、対人援助技術の取得等を内容とする研修会の開催を予定しているところである。

(イ) 演習形式による自立支援の研修の実施について

当省においては、ケースワーカー等の資質向上に資するよう、平成20年3月に、対人援助技術やケースワークに必要な基本項目を整理した「自立支援の手引き」と面接相談業務に関する映像教材(DVD)「心の扉をひらく」を作成し、各都道府県・指定都市・中核市本庁を通じて、各実施機関に配布したところである。

また、現在、都道府県・指定都市・中核市本庁が管内の実施機関のケースワーカー等を集めて研修を実施することを念頭に、都道府県・指定都市・中核市本庁の職員自らが進行役となり、演習形式で対人援助技術等を習得できる研修手法について、手引きとしてまとめているところである。

各自治体においては、「自立支援の手引き」や研修手法の手引き等

を活用しながら、演習形式での研修の実施を進められたい。

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等

生活保護は、国民生活の最後のセーフティーネットとなる制度であり、その運用にあたっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められている。

このため、平成21年度においては、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等を講じることとしたため、その推進を図るようお願いする。

ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護の相談にあたっては、平成20年度の実施要領改正において新たに規定を創設し、申請権を侵害しないことや、関係機関の連携等により要保護者の発見・把握に努めることなどに留意する旨通知したところである。特に、保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきものである。

保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することが必要である。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言指導を行うことが必要である。

また、先般、都道府県本庁及び指定都市本庁に寄せられた生活保護の相談者からの意見・苦情について調査を実施したところであるが、申請権の侵害と疑われるような事例が一部の自治体において見受けられたところである。

管内実施機関においては、とりわけ、申請意思の有無については、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果とあわせて、幹部職員の決裁を受けるようお願いする。

また、平成20年12月22日付事務連絡を発出し、各種施策等を周知の上、他法他施策の活用や、関係機関との連携を図るとともに、これらの施策を相談者に紹介するに当たり、相談者の申請権を侵害すること

はもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、お願いしているところである。

特に失業等により居住を失った相談者などについては、各種施策の活用や、関係機関との連携が不可欠であることから、上記事務連絡を十分留意の上、引き続き適切かつ迅速な対応に努めるようお願いする。

イ 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底するべきである旨の指摘を踏まえて創設されたものであり、平成19年度から各自治体において実施している。

しかしながら、平成20年9月末時点の実施状況を調査したところ、生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続が遅れている状況にある。

このため、同年12月に、特に取組が十分でなかつた自治体に対してヒアリングを実施し、社会福祉協議会へ必要書類の提出ができない理由を中心に個別の具体的な事情等についての実態を聴取したところである。

このヒアリングの結果、本貸付制度については、主に以下の理由により利用が滞る場合があると考えられる。

- ① 対象となる不動産を保有する要保護者等に対して、本貸付制度の説明と理解、納得に時間を要すること。
- ② 推定相続人の同意を得る際に、様々な要因で時間を要すること。
- ③ 認知症等により判断能力が十分でない者については、成年後見制度等の手続に時間を要すること。
- ④ 各自治体と社会福祉協議会の間で、本貸付制度の利用のための連絡や調整等が十分行われていないため、利用が困難な状況にあること。

①については、引き続き各実施機関において、本貸付制度の内容や創設された趣旨等について丁寧な説明をしていただき、対象世帯の理解を求めるようお願いする。

また、本人の同意を得るための方法として、まず推定相続人に説明し、推定相続人から本人に働きかけていただくことも検討されたい。

②について、推定相続人の同意確認を行う目的は、借受人の死亡後の償還事務を円滑に進めるためである。このため保護の実施機関において推定相続人に制度の趣旨を十分説明していただき、可能な限り同意を得ることとしている。一方、この同意は本貸付制度の要件ではなく、同意を得られない場合であっても、借入申込を行うことはできることとなっていることに留意されたい。

本貸付制度については、被保護者の扶養義務者が被保護者に十分に援助しなかつたにも関わらず、家屋、土地等を遺産相続することが国民の理解を得られないことを踏まえて創設されたものであることを理解の上、①及び②のいずれについても、粘り強く対応を継続していただくようお願いする。

また、資産の活用は生活保護の適用の要件でもあるため、十分な説明を行ったにも関わらず、合理的な理由なく本貸付制度の活用を拒む場合については、当該世帯に対する生活保護法第27条に基づく指導指示についても検討をお願いする。

③については、法務省等が実施する各種施策や当省老健局及び障害保健福祉部が実施する成年後見制度利用支援事業など、他法他施策等も最大限に活用し、手続を円滑に進めさせていただくようお願いする。

④については、日頃より保護の実施機関と社会福祉協議会の円滑な連携を図るとともに、保護の実施機関において本貸付制度の申請手続が滞留することなく、速やかに社会福祉協議会における貸付審査に移行されるよう、管内実施機関に指導願いたい。

上記事項を踏まえ、管内実施機関に対し、本貸付制度の趣旨について再度理解を求め、さらに積極的な取組を促すとともに、活用が困難な事例については、活用できない理由及びその対応策の検証を行うよう指導願いたい。

また、各都道府県、指定都市及び中核市の本庁においては、円滑な実施が図られるよう、本貸付制度への移行に関する対象世帯毎の進捗状況を定期的に管理するとともに、適宜必要に応じて実施機関に対し助言・指導するなど積極的なフォローアップを行うよう願いたい。上記取組により、本年度中に全貸付対象世帯が本貸付制度に移行できるよう努められたい。

ウ 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付を利用している者への対応としては、平成18年3月30日付「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（社援保発第0330001号保護課長通知）に基づき実施しているところである。

しかしながら、一部の自治体において、当省への情報提供の際、又はその情報をデータ化して独立行政法人福祉医療機構で使用する際に、事務的な誤りなどによって貸付審査時に当該情報が反映されない事例等が生じているところである。このようなことは、生活保護費の濫給につながるばかりでなく、生活保護を受給していない者が年金担保貸付を利用できないといった事態にもつながるため、当省としても委託業者に対して事務的な誤りなどがないよう指導しているところであるが、各実施機関においても年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。

なお、現在、独立行政法人福祉医療機構へ情報提供している被保護世帯の対象範囲の拡大や、貸付審査時等に新たな対応を設けることを年金局及び独立行政法人福祉医療機構とともに検討しており、具体的な内容が決まり次第お伝えする。

エ 生活保護業務の実施方針の策定について

生活保護業務実施方針については、各実施機関において効率的かつ効果的な業務運営が行われることを目的として策定をお願いしているものであり、平成17年3月29日付「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（社援保発第0329001号 保護課長通知）において、その策定方法を具体的に示しているところである。

しかしながら、総務省の行政評価・監視において、実施方針が策定されていない事例や同通知において盛り込むべきとされている事項が盛り込まれていない事例が多数見受けられたことから、総務省から当省に対して「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告がなされている。

本方針の策定の趣旨を再度ご理解の上、管内実施機関に対しては、同通知の周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言され

たい。

才 課税調査の徹底及び早期実施について

課税調査については、保護の実施要領（局長通知）第12の3において、「被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。」としている。実施機関においては、この規定に基づき不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、今般、会計検査院より、一部の自治体において課税調査が速やかに行われなかつたこと、その後の事務処理が適切でなかつたことなどにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかつた事例について、改善の必要がある旨の指摘があつたところである。

については、今後、このような事例が生じないよう、下記の事項に留意し、改善に努められたい。

① 調査の実施時期及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

各実施機関が作成する実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施すること。また、調査の結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

② 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について

課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

これらの事項については、平成20年10月6日付「課税調査の徹底及び早期実施について」（社援保発1006001号 保護課長通知）により周知しているところであるので、再度確認の上、管内実施機関に対し周知いただき、指導監査時においても御留意いただきたい。

カ 現業員等（※1）による生活保護費の詐取等（※2）の防止について

今般、会計検査院の平成19年度決算検査報告において、実地検査した

212 福祉事務所のうち43福祉事務所で現業員等による詐取等が発覚した状況が指摘され、その再発防止対策について、次のとおり会計検査院より是正改善の処置を求められた。

- ・ 保護費の支給等の事務処理に関して、現業員等の事務の範囲、決裁権者等を内部規程等の文書により明確にして徹底を図ること、また、福祉事務所において、現業員の現金取扱いに関する事項、現業活動の把握、課税調査の進行管理、保護決定通知書の送付等の各点検項目を明確にすること
- ・ 窓口払いが行われている福祉事務所について、防犯上等のために窓口払いの必要性について検討して、窓口払いの縮減に努めること、また、現業員の出納業務への関与を縮減するよう事務処理の方法について見直しを行うこと
- ・ 被保護者に対する保護決定調書の確実な送付の徹底、被保護者からの問い合わせなどに係る事務処理体制の整備を行うこと

現業員等による生活保護費の詐取等については、生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

については、福祉事務所長等幹部職員は、このような不祥事を絶対に起さないという決意を持って、不祥事防止対策を講じるとともに、また、万一不祥事が発生した場合には、厳正な態度で臨まれたい。

また、生活保護費の支給事務にあたっては、多くの自治体において電算システムを導入し、業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部自治体において決裁管理システムが導入されておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等による不正につながる恐れがあり、当然のことながら、決裁を経ずに生活保護費の支給手続を行うことは、決してあってはならないものである。

電算システムを導入している実施機関に対しては、組織的な意思決定を必ず経た上で活用するよう指導するとともに、システム上の不備があれば、必要に応じて補助金等の活用を検討の上、適切な処理が必ず行わ

れるようシステム改修を図られたい。

- ※1 現業員等…………現業員、管理者、査察指導員、事務職員
- ※2 生活保護費の詐取等…………詐取、領得、事務け怠、亡失

キ 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、昨年度、会計検査院において、

- ① 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと、
- ② 介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、代理納付等の活用が図られていないこと、

などから、介護保険料等が未納となっている事例が認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られるよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

また、今年度においても、会計検査院より上記指摘内容について、取組が十分進んでいない旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、平成19年10月5日付「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」（社援保発第1005002号、社援指発第1005001号・社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知）に基づき、適切な取組を行われたい。

なお、民間住宅家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正な運用に努められたい。

ク 通院移送費等の適正化について

被保護者の適切な処遇の確保及び生活保護費の適正支出を図る上で、医療扶助の適正運営は重要な課題であることから、長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いする。

特に、医療扶助の通院移送費については、濫給防止・漏給防止の観点から、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の

基準及び審査等の手続を明確化したところである。

各福祉事務所においては、平成20年4月以降に発出した一連の通知及び事務連絡で示した手続により、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなるようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

また、平成20年4月以降に通院移送費の給付内容を見直した事案や新規申請で支給を認めなかった事案についても、当該被保護者の通院状況等を定期的に確認するなど適切なフォローアップを行い、必要に応じて、通院移送費の給付の必要性を再度検討するなど、被保護者の必要な医療を受けるための通院が阻害されないよう指導をお願いする。

ケ 他法他施策の適正な活用について

医療扶助受給者について、主治医への訪問調査やレセプトの傷病名の一斉点検などにより被保護者の病状を的確に把握し、障害者自立支援法に基づく自立支援医療など他法他施策の活用が可能な者に対しては、他法他施策の適正な活用を図るよう指導を徹底されたい。

特に、自立支援医療の対象である人工透析医療については、平成19年度より自立支援医療の給付を優先することとしているにもかかわらず、いまだ医療扶助を適用している実施機関が見受けられる。

このため、このような実施機関に対しては、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する自立支援医療の申請指導などの取組を行うよう指導を徹底されたい。

コ 未承認薬に関する取扱いについて

未承認薬に関する特別基準の設定の手続き等については、「未承認薬に関する医療扶助特別基準の取扱いについて」（平成20年3月12日社援保発第0312001号社会・援護局保護課長通知）により定められており、当該通知に定める一定の要件に該当する場合には、未承認薬の投与に要する費用についても、例外的に医療扶助の給付を認めているところである。

しかしながら、一部の自治体において、国民健康保険の給付対象とならない未承認薬の投与に要する費用については、一律に医療扶助の給付対象

にならないという誤った取扱いがなされていたことから、あらためて、管内の実施機関に対し、当該通知の取扱いについて再確認していただくよう周知徹底をお願いする。

また、当該通知を発出した当時に未承認薬であったサリドマイド製剤(販売名：サレドカプセル100)については、再発又は難治性の多発性骨髄腫の治療薬として、平成20年10月に承認され、同年12月に薬価基準に収載されたところであるので、留意されたい。

サ 福祉事務所の体制整備

(ア) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な課題を抱えており、また相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的な絆が希薄な状態にあると言われている。

一方で、多くの自治体においては、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な課題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体において、同様の課題を有する他の自治体とともに、情報及びノウハウの共有や課題の分析及び検討を行い、相互に政策評価を行うことが有効であると考えられる。

このため、複数の自治体間での生活保護の実施に係る情報及びノウハウの共有（相互視察、協議会の設置等）や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして課題の分析や対応の検討等を行う場合に必要な費用について、本年度と同様に、平成21年度以降も引き続きセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとしているので、各自治体においては来年度以降、積極的な取組をお願いする。

(イ) 生活保護事務のIT化の推進について

① 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適

切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関するデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を導入する予定である。

平成21年度においては、一部自治体の協力の下、「生活保護業務データシステム」の開発・構築を行い、平成22年度からその運用開始を予定しているところである。詳細については、平成21年1月下旬から2月上旬にかけて、全国の地方厚生局等において説明会を開催する予定であるので、関係職員の出席方についてよろしくお願いしたい。

(参考)

システム概念図

